

第2期埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

令和5年12月現在における埼玉県川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町、吉見町、鳩山町の13市町の行政区域とする。面積は約7万4千ヘクタールである。

本区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する県立自然公園（県立狭山自然公園、県立奥武蔵自然公園、県立黒山自然公園、県立比企丘陵自然公園）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、埼玉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、シギ・チドリ類渡来湿地等は本区域には存在しない。

※地図は別紙1、別紙2

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

本県は、関東平野の中央に位置し、平地が3分の2以上を占める。気候は温暖で台風や地震などの自然災害は全国的に見ても少ない。

本区域は、県のほぼ中央部に位置し、東京都心から30～60km圏にある。

西側の外秩父山地から、中央部の丘陵地帯・台地を経て、東側の低地に続く起伏に富んだ地形の間を荒川、新河岸川、入間川、越辺川、高麗川、都幾川などの多くの河川が流れている。

本区域を含む県西部地域は沖積層の台地が広がり、台地の下には地耐力が高い砂礫層が分布している。昭和6年の西埼玉地震の時には被害がほとんどなかったほど、地盤が強固な地域である。このため、東日本大震災以降はBCPの観点から高い精度が求められる研究施設や加工業などの企業からの立地ニーズが高くなっている。

【インフラの整備状況】

本県の鉄道は、東北・上越・北海道・山形・秋田・北陸の6つの新幹線が走り、大宮駅を起点に東日本の主要都市と結ばれている。また、高速道路は、南北方向に関越自動車道（関越道）、東北縦貫自動車道（東北道）、常磐自動車道（常磐道）、首都高速道路（首都高）、東西方向にはそれらをつなぐ首都圏中央連絡自動車道（圏央道）

と東京外かく環状道路（外環道）が通っている。平成 29 年 2 月に圏央道の茨城県区間が開通したため、高速道路等を利用すれば、本県から関東の県庁所在地までは 2 時間以内でアクセス可能であるなど、東日本随一の交通の要衝である。

本区域内は国道 16 号、同 254 号、同 299 号、同 407 号、同 463 号の 5 本の国道や高規格の県道などにより接続され、移動は極めてスムーズである。

また、圏央道と関越道の結節点である鶴ヶ島ジャンクションを中心に、9 つのインターチェンジがあるなど、今後の東日本における成長の扇の要となることが期待できる。

具体的には、各市役所、町役場を起点として概ね 20 分以内にインターチェンジに到達でき、また、都心までは約 60 分、神奈川県横浜市まで約 90 分、千葉県成田国際空港まで約 120 分でアクセスできるなど、関東の高速道路網の中心と言える。

併せて、圏央道利用で、常磐道まで約 60 分、東北道まで約 20 分、中央道まで約 30 分、東名高速道路まで約 50 分でアクセスできるなど、東北方面、北陸方面、関西方面への高速道路ネットワークも形成されている。

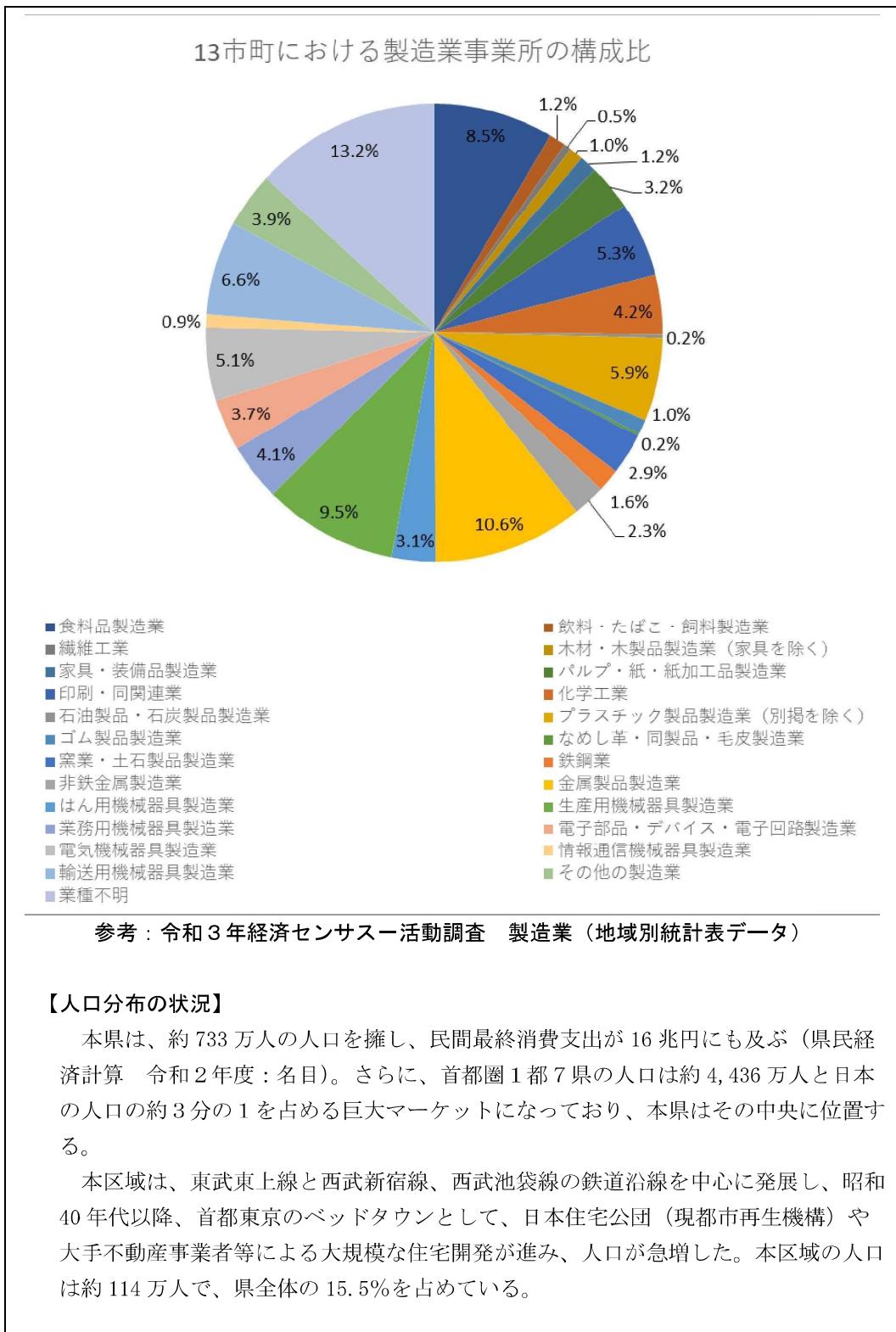
さらに、鶴ヶ島ジャンクションに近い埼玉県農業大学校の跡地約 39.2ha を圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側土地区画整理事業により成長産業を集積するための産業用地として整備し、平成 30 年度には北側の 13.6ha を 1 社に分譲し、令和 4 年度に南側の 4 区画 10.1ha を 4 社に分譲した。

また、埼玉県では、県内中小企業等のロボット開発の拠点とするため、実証実験を行うことができる実証フィールドとロボット開発の拠点施設となるイノベーションセンターからなる「SAITAMA ロボティクスセンター（仮称）」（以下、「ロボティクスセンター」という。）の整備を進めているところである。

【産業構造】

本県の県内総生産は、約 22 兆 9,226 億円で全国第 4 位である（県民経済計算 令和 2 年度：名目）。県内総生産額の経済活動別の構成比では、製造業が 21% と割合が高い。また、従業者数と事業所数についても各 16.26%、10.13%（令和 3 年経済センサス－活動調査）と全産業に占める製造業の割合が高いことが本県の特徴である。製造業については、特定の業種に偏ることなく多様な業種が幅広く集積している。

本区域における令和 3 年の製造品出荷額等は約 3 兆 2,397 億円で、本県全体の約 4 分の 1 を占めている。金属製品製造業、食料品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、電気機械器具製造業、印刷業など、多様な産業が集積している（下記業種別構成比グラフ参照）。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域は優れた交通利便性、これまで域内で培われてきたものづくりに関する高度な技術力など極めて高いポテンシャルを有している。

優良な産業用地の提供や IoT を支える情報インフラ通信網の整備などにより、前計画では圏央鶴ヶ島インターチェンジに隣接する埼玉県農業大学校跡地周辺に第4次産業革命分野、成長ものづくり分野の企業立地を誘致するとともに、既存事業者のスマート工場化などによりものづくりの高度化を図ってきた。

こうした企業が地域経済牽引事業を実施することで、バリューチェーンの構築や、地域の経済循環がより活性化され、業種・業態を超えて域内個々の企業の稼ぐ力が更に高まることが期待される。

【本区域の実情と具体的な進め方】

本区域の製造業のシェアは、事業所数は約 9.7%（県全域 10.3%）であるが、従業員数は 22.0%（県全域 17.4%）、売上額は 49.3%（県全域 31.2%）、であり、製造業の割合が県全域と比べて高くなっている（令和3年経済センサス - 活動調査）。県全域の製造業シェアとの比較からも本区域には輸送用機械器具製造業など特に生産性の高い企業が集積し、それらを支える優れた技術力を持つ金属加工業等が立地していることがわかる。

これらを生かし、優れた技術力を有する県内企業が成長分野に進出し、さらに飛躍していく環境を戦略的に整備していく。

その結果、製造業はもとより製造業以外の産業にも高い波及効果をもたらし、本計画最終年度までに促進区域全体の経済に好循環を生み出す。

(2) 経済的效果の目標

計画期間内に 25 件の地域経済牽引事業が行われることを目指す。

この地域経済牽引事業が 5 年間で総額 2,682 百万円の直接的な付加価値を創出し、間接効果も含めるとその約 1.42 倍の 3,808 百万円の付加価値額を創出する。

【経済的效果の目標】

項目	現状 (R5. 3 末)	計画終了後 (R11. 3 末)	増加率
地域経済牽引事業による 付加価値創出額 (直接効果 + 間接効果)	1,623 百万円	5,431 百万円	235%

(算定根拠)

・新規立地

平均 173 百万円/件の牽引事業を年 3 件、5 年間で 15 件実施

→付加価値額計 1,817 百万円

・事業拡大

平均 87 百万円/件の牽引事業を年 2 件、5 年間で 10 件実施

→付加価値額計 865 百万円

※開始年度によって計画最終年度の創出付加価値額は異なる

(1,817 百万円 + 865 百万円) × 1.42 (倍) = 3,808 百万円

【任意記載の KPI】

項目	現状	計画終了後	増加率
新規地域経済牽引事業	22 件	47 件	114%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件全てを満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 5,468 万円（本県の 1 事業所当たり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査））を上回る見通しが立つこと。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 5.6% 増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 5.6% 増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4.4% 増加すること。

- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1.2%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 促進区域

該当なし

(2) 区域設定の理由

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

抜群の交通利便性と高い技術力を有する製造業の集積という地域の特性を生かし、以下の2分野を成長の柱とし、相互を有機的に連携・結合させることで本区域の稼ぐ力を強化していく。

- ① SAITAMAロボティクスセンター（仮称）等における県内のロボット関連の技術・ノウハウを活用したロボット産業分野

- ② 農大跡地周辺地域等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ① SAITAMAロボティクスセンター（仮称）等における県内のロボット関連の技術・ノウハウを活用したロボット産業分野

本県は、前基本計画に基づいて、令和3年7月に農業大学校跡地周辺地域整備の基本的な方向性を定める「農業大学校跡地周辺地域整備基本構想」（以下、「地域整備基本構想」という。）、さらに、令和4年3月に「農業大学校跡地周辺地域整備基本計画」（以下、「地域整備基本計画」という。）を策定した。

地域整備基本構想では、「市場規模拡大が見込まれる『社会的課題解決に資するロボット』の開発支援」をコンセプトとし、開発支援ロボットの実証実験を行うことができる実証フィールドと、ロボット開発の拠点施設となるイノベーションセンターからなるロボティクスセンターの整備を進めることとしている。

地域整備基本計画では、ロボティクスセンターが支援対象とするロボット産業の分野や支援内容等を定め、実証フィールドの用途・形状、拠点施設の規模・機能、ロ

ボティクスセンターの整備スケジュール等を具体的に検討して定めている。

今後、市場規模の拡大が期待できる「社会的課題解決に資するロボット」産業へ参入することは、圏央道周辺ものづくり企業を始めとする県内中小企業等（以下、「中小企業等」という。）にとってビジネスチャンスであり、中小企業等が保有する優れた技術はロボット開発においても活用が見込まれる。

一方で、中小企業等がロボット産業に参入するためには、以下の2点が課題となる。

ア ロボット開発段階の研究開発の場や実証実験の場などを中小企業等が独自で用意することが困難なこと。

イ ロボットは多様な技術を必要とする統合システム製品であり、中小企業等が単独で研究開発することは困難なため、知識や技術を持つ自社以外の組織や機関と連携して取り組むオープンイノベーションが必要不可欠なこと。

そのため、ロボティクスセンターに以下の3項目に関する整備等を推進することで、ロボット産業により多くの中小企業等が参入できるよう支援を行う。

ア 中小企業等が実証実験できる実証フィールドを整備

イ 中小企業等の研究の場や多様な企業が集まるための拠点施設として、イノベーションセンターを整備

ウ 農業大学校跡地立地企業、圏央道周辺ものづくり企業、首都圏のロボット関連企業、ロボットのユーザー企業、ロボティクスセンター利用企業などで構成されるコンソーシアムを設立（埼玉県ロボティクスネットワーク）

今後、市場規模の拡大が見込まれる「社会的課題解決に資するロボット」産業に参入することは、中小企業等にとってのビジネスチャンスであり、「稼げる力」の向上につながる。

埼玉発のロボットが全国的に広がることで県内産業の振興と経済的発展を目指すべく、本基本計画では、ロボット産業に係る設備投資などの地域経済牽引事業の創出を図る。

② 農大跡地周辺地域等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

産業を支える優れた交通網と豊富な人材を有する本県にあって、圏央道と関越道が結節する鶴ヶ島ジャンクション周辺地域は、特に交通利便性が高いエリアであるとともに、自動車関連産業をはじめとするものづくりに関する高度な技術やノウハウが蓄積されており、高いポテンシャルを有している。

本県は、前計画にて、このエリアに先端産業・次世代産業などの成長産業を集積して経済の好循環をもたらし、AI・IoTなどの先進技術をものづくりに活用して技術

革新等を図り超スマート社会を実現することを目指してきた。成長産業の集積を目指すため、「圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区」を土地区画整理事業により整備し、平成30年度には北側産業用地13.6haを1社に分譲し、令和4年度に南側の4区画10.1haを4社に分譲した。いずれの企業も、成長産業分野における工場等を建設し操業又は操業予定である。

また、当促進区域は製造業が多く立地しており、区域内での企業間取引も期待されるほか、化学工業、非鉄金属製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業については、県内の製造出荷額の4分の1以上を当促進区域の企業が担っている。

本県では、これまで成長分野に取り組む企業の誘致や支援に取り組んでいるが、引き続き支援を続け牽引事業の取組に結びつけていく。

製造品出荷額等(万円)

	県内合計 (a)	13市町計 (b)	県内合計に対する割合 (b/a)
製造業計	1,286,295,700	323,976,373	
食料品製造業	205,651,900	41,104,191	20.0%
飲料・たばこ・飼料製造業	18,309,300	1,053,066	5.8%
繊維工業	7,533,300	0	0.0%
木材・木製品製造業（家具を除く）	6,982,300	385,928	5.5%
家具・装備品製造業	14,567,700	308,164	2.1%
パルプ・紙・紙加工品製造業	49,104,100	7,627,541	15.5%
印刷・同関連業	70,575,000	10,407,911	14.7%
化学工業	160,885,700	43,638,471	27.1%
石油製品・石炭製品製造業	4,046,900	225,359	5.6%
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	67,436,500	9,290,073	13.8%
ゴム製品製造業	11,247,200	816,960	7.3%
なめし革・同製品・毛皮製造業	1,641,600	0	0.0%
窯業・土石製品製造業	25,830,100	4,088,661	15.8%
鉄鋼業	29,639,400	2,744,150	9.3%
非鉄金属製造業	54,815,500	14,061,349	25.7%
金属製品製造業	73,108,400	7,456,265	10.2%
はん用機械器具製造業	37,437,800	8,311,338	22.2%
生産用機械器具製造業	59,236,400	12,774,409	21.6%
業務用機械器具製造業	37,128,400	10,827,996	29.2%
電子部品・デバイス・	28,284,300	8,661,225	30.6%

電子回路製造業			
電気機械器具製造業	46,060,600	11,247,705	24.4%
情報通信機械器具製造業	46,396,300	9,076,171	19.6%
輸送用機械器具製造業	202,328,100	89,831,204	44.4%
その他の製造業	28,048,900	2,353,397	8.4%
業種不明	-	27,684,839	-

出典：令和3年経済センサス - 活動調査

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備等に関する事項

① 補助制度等（県・市町）

ア 埼玉県産業立地促進補助金

本県は企業立地等を促進するため、新たに県内に立地した企業を対象に、立地に伴い納付した土地・建物の不動産取得税相当額を補助金として交付する。（原則上限1億円）

イ サーキュラーエコノミー型ビジネス創出補助金等

本県は、県内中小企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型のビジネスの創出に係る経費等を補助する。

ウ 市町による補助等

区域内市町においては、固定資産税・都市計画税相当額の一定期間の補助、市民民の新規雇用や、太陽光発電などの環境配慮設備に対して一定金額を助成する制度がある。

② 埼玉県中小企業制度融資

ア 設備投資促進資金

対象：カーボンニュートラルの実現、DXの推進などに必要な設備投資

イ 産業創造資金（産業立地貸付）

対象：新たに本社・工場等を立地する場合の設備投資

(3) 情報処理の促進のための環境の整備

① 自治体保有データのオープンデータ化の推進

本県ではオープンデータの活用を推進するため「埼玉県オープンデータポータルサイト」を開設し、県や市町村情報など行政が持つ人口データや施設情報など様々な情報を公開している。オープンデータは、加工・再利用など二次利用が可能であり、企業のマーケティングや商品開発などの新たなビジネス展開に活用できる。

令和3年11月には県内全ての市町村でオープンデータの公開を開始しており、今後は公開データを拡大するとともに、このサイトを企業に周知して積極的な活用を促していく。

② 公設試験研究機関等が有する情報の提供

地域企業の技術力向上のために、産業技術総合センター、環境科学国際センター等が保有している情報のうち資料として開示可能なものをホームページ上で公開している。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題の相談やそれに対する解決策の提案については、まずは事業者に近い市町の企業誘致所管課が、本県の調整が必要な事項については埼玉県産業労働部企業立地課が窓口となる。

企業立地課においては従来の企業誘致・フォローのための「ワンストップ窓口システム」を活用して庁内関係部局と連携・調整し、情報提供や制度整備を行っていく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 人材確保に向けた支援

ア 企業人材サポートデスク

本県は、県内企業を人材確保の面から支援するため、埼玉しごとセンター内及びU_PLACE3階川越市民サービスステーション内に設置している。相談員が相談に応じるほか、合同企業説明会やミニ面接会を開催している。

イ プロフェッショナル人材戦略拠点

本県では、企業の新たな事業展開に必要な「即戦力人材=プロフェッショナル人材」を採用したいと考える県内中堅・中小企業のため、埼玉県産業振興公社内に「埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、プロ人材拠点）」を設置し、民間職業紹介事業者と連携して、人材のマッチングを支援している。

ウ 職業訓練

本県は、人材育成のため高等技術専門校における新卒者・求職者・在職者向けの訓練、民間教育訓練機関等を活用した求職者向けの委託訓練を行う。

② 産業用地の確保に向けた支援

ア 未来を見据えた産業基盤の創出

本県では、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」を策定し、令和4年4月1日から運用を開始した。新たな方針では、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの一環として産業基盤づくりを周辺と一体のまちづくりへと発展させ、市町村と進出企業等が連携して地域課題の解決を図り、地域の持続的発展を実現する「未来を見据えた産業基盤」の創出を目指す。

また、「埼玉県5か年計画」や「まちづくり埼玉プラン」に位置付けられた「豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備」を推進していく。このため、都市計画と農林漁業との健全な調和を図りつつ、未来を見据えた産業基盤づくりを推進するための具体的な取組や配慮すべき事項のほか、市町村が進める産業基盤づくりへの本県の支援内容を定めている。

さらに、本県は、市町村が進める産業基盤づくりを積極的かつきめ細やかに支援し、官民の役割分担の調整を図り、スピード感のある産業基盤づくりに取り組むことで、埼玉の「稼げる力」の向上を図る。

なお、産業基盤づくりを検討する地域は、以下の（ア）、（イ）とする。

- (ア) 高速自動車国道や自動車専用道路のインターチェンジから概ね5kmの範囲
- (イ) (ア)以外の一般国道及び車両の通行に支障がない県道等から概ね3kmの範囲

イ 高速道路ネットワークを最大限活用するためのアクセス道路整備

圏央道県内区間の全線開通や、圏央道の常磐自動車道（常磐道）接続、外環道の千葉区間の開通により、交通の要衝としての強みが飛躍的に拡大している。こうした本県の優位性を最大限に發揮し、安心安全と、地域の活性化につなげるため、インターチェンジへのアクセス改善などを計画的に実施し、広域的な道路ネットワークの強化を推進する。

③ GXの促進支援

県内企業等のサーキュラーエコノミーの推進のため、令和5年6月に「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」を開設した。サーキュラーエコノミー推進センター埼玉では、サーキュラーエコノミーに関する普及啓発、コーディネーターによるマッチング支援のほか、複数企業の参加による事業化に向けた研究会を開催するなど、県内企業等を支援する。支援に当たっては、国や経済団体、金融機関等と連携して実施する。また、令和5年度から県内中小企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネス創出事業費補助金を新設するなど、財政的支援を実施している。

④ DX の促進支援

AI・IoT をはじめとしたデジタル技術が次々と実装されるなど、社会全体の DX が進展する中で、県内中小企業がビジネス環境の変化に対応することが重要となっていることから、県内企業のデジタル・DX 化を支援すべく体制整備。令和 3 年 10 月に国、県、市、経済団体、金融機関などと連携して「埼玉県 DX 推進支援ネットワーク」を立ち上げた。これまで各機関がそれぞれ提供していた支援サービスを一元化して情報発信するとともに、先進事例やデジタル活用に役立つ情報の共有を図るなど、企業の様々なニーズに対応していく。

⑤ ロボット産業参入の促進支援

鶴ヶ島市内に整備を進めているロボティクスセンターをロボット開発のための拠点として、県内中小企業等のロボット産業参入を促進する。ロボット開発に関わる多様な主体を会員として令和 5 年 7 月に設立した「埼玉県ロボティクスネットワーク」の活動を通して開発プロジェクトの創出を図るとともに、センターの実証フィールドやレンタルラボ、コワーキングスペースなどの施設を活用することにより、オープンイノベーションによるロボットの研究開発を支援していく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～ 令和10年度（最終年度）
【制度の整備等に関する事項】		
① 据付制度等 ア 埼玉県産業立地促進補助金	運用	運用 (必要に応じて制度改正)
イ サーキュラーエコノミー型ビジネス創出補助金等		
ウ 市町による補助等		
② 埼玉県中小企業制度融資 ア 設備投資促進資金	運用	運用 (必要に応じて制度改正)
イ 産業創造資金		
【情報処理の促進のための環境の整備】		
① 自治体保有データのオープンデータ化の推進	運用	運用 (必要に応じて制度改正)
② 公設試験研究機関等が有する情報の提供	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
ワンストップ窓口システム	運用	運用 (必要に応じて制度改正)
【その他の事業環境整備に関する事項】		
① 人材確保に向けた支援 ア 企業人材サポートデスク	運用	運用 (必要に応じて制度改正)
イ プロフェッショナル人材戦略拠点		
ウ 職業訓練		
② 産業用地の確保に向けた支援 ア 未来を見据えた産業基盤の創出	運用	運用
イ 高速道路ネットワークを最大限活用するためのアクセス道路整備		
③ GXの促進支援	運用	運用
④ DXの促進支援	運用	運用
⑤ ロボット産業参入の促進支援	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、埼玉県産業技術総合センター、(公財)埼玉県産業振興公社、国立研究開発法人理化学研究所、高等技術専門校、各市町商工会議所・商工会、金融機関などの支援機関、また、地域に立地する大学・短期大学などがそれぞれの機能を十分に生かし、緊密に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 埼玉県産業技術総合センター（川口市）、同北部研究所（熊谷市）

本県の公設試験研究機関である。技術相談を軸とし、技術支援（依頼試験、機器開放等）、研究開発支援（受託研究、共同研究）、事業化支援（製品化支援、貸研究室等）を柱に県内中小企業のDX推進などの技術支援も実施している。また、北部研究所を「食の再資源化トライアル拠点」と位置づけ、食品廃棄物等を活用した新商品開発等の「食のサーキュラーエコノミー」に取り組む企業の技術的支援を実施している。

② (公財)埼玉県産業振興公社（さいたま市）

本県の産業を振興し、中小企業の発展に寄与するための事業を行っている。

ア 先端産業支援センター埼玉

先端産業を中心に、技術相談、企業マッチング、法規制相談、技術提案受付、販路開拓、補助金の活用などの相談に無料で応じる。

イ 産学連携支援センター埼玉

企業と大学・研究機関が連携（産学連携）し、製品開発の実用化や加工技術の高度化に取り組みたい企業を支援する。

ウ 創業・ベンチャー支援センター埼玉

創業やベンチャー企業の成長を促進するためのアドバイザーによる相談やセミナー等を行う。

エ 知的財産総合支援センター埼玉

知的財産に関するワンストップ相談窓口として、各アドバイザーや専門家が様々な相談に対応、知的財産の普及啓発や人材育成を目的として各種セミナーを行う。

オ サーキュラーエコノミー推進センター埼玉

県内企業のサーキュラーエコノミーの取組を支援するワンストップ支援拠点として、技術相談、企業マッチング、法規制等への対応、販路開拓などの支援を行う。

カ 埼玉県 DX 推進支援ネットワーク（事務局）

令和3年10月に国、県、市、経済団体、金融機関などと連携して「埼玉県 DX 推進支援ネットワーク」を立ち上げた。

③ 国立研究開発法人理化学研究所（和光市）

日本で唯一の自然科学の総合研究所として、物理学、工学、化学、数理・情報科学、計算科学、生物学、医科学などに及ぶ広い分野で研究を進めている。本県とは地域産業の振興に関して相互協力に関する協定を取り交わしている。

また、研究成果を社会に普及させるため、大学や企業との連携による共同研究、受託研究等を実施しているほか、知的財産等の産業界への技術移転にも積極的に取り組んでいる。

④ 埼玉県立高等技術専門校（中央校（上尾市）、川口校、川越校、熊谷校、秩父分校、春日部校）、職業能力開発センター（さいたま市）

中小企業の個別ニーズに応じて、内容や日程等を設定できる在職者向けのオーダーメイド型技能講習や講師派遣型技能講習などを実施する。

⑤ 大学・短期大学

県内には56の大学・短期大学が立地しているため、事業内容に応じた連携を図り、その知見を活用する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や埼玉県環境基本条例の基本理念である「現在及び将来の県民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進され、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように」十分な配慮を行い、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、環境影響評価制度などの適切な運用を図るとともに、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて企業と行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

そのため、埼玉県環境基本計画等に基づき、次のような取組を行う。

【具体的な取組例】

- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例等に基づき大気、公共用水域・地下水、土壤の汚染の防止、騒音、振動、悪臭の防止のための対策を実施する。
- ・公害苦情相談員の活用により、公害に係る苦情や紛争を迅速かつ適切に処理するとともに、公害発生の原因者に公害防止の対策を指導するなどして紛争の解決に努めている。
- ・資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量、再資源化、公共関与による環境産業の集積、最終処分場の確保、リサイクル技術の高度化、不法投棄など不適正処理の防止、産業廃棄物の大量堆積の改善などを進める。
- ・工場等の水利用の合理化を推進するとともに、地下水採取規制においては地盤沈下の監視を行い、水環境の健全化と地盤環境の保全を図る。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、埼玉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する国立公園、県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域においては、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、地方環境事務所及び県環境部と十分に調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（2）安全な住民生活の保全

地域経済牽引事業の実施によって犯罪・交通事故等が増加することがないよう、県民が安心・安全に暮らせる地域社会をつくることが重要である。

そのため、県、市町村、事業者、地域住民が積極的に連携・協働して「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」等に基づき、次のような取組を行う。

【具体的な取組例】

- ・事業者等に対して、事業の種類に応じた適切な防犯対策を講じられるよう、犯罪情報の提供、防犯指導、防犯協定の締結などを通じた防犯意識の啓発など、日常的に防犯活動が継続されるよう支援する。
- ・防犯に配慮したまちづくりに向けた道路や公園等の整備及び維持管理を推進し、公共

空間の防犯性のさらなる向上に取り組む。

- ・子供を犯罪被害から守るため地域ぐるみで子供の安全を確保する体制をさらに強化するとともに、学校等の安全管理体制等の整備を積極的に支援する。また、子供の危機回避能力を高めるため学校等における防犯教育等をさらに充実させる。
- ・高齢者を狙った特殊詐欺、サイバー犯罪に対しては、被害の対象となる高齢者等への注意喚起を実施するほか、女性に対する性犯罪やストーカー等に対しては、女性の安全安心ネットワークを活用するなどして被害防止の啓発を推進する。

(3) PDCA 体制の整備

本計画及び承認地域経済牽引事業計画の進捗状況については、毎年度、埼玉県及び本区域の市町が参加する地域未来投資促進連絡会議を開催して、承認地域経済牽引事業の進捗状況や経済的効果を検証、併せて基本計画や当該事業の見直しなどについて協議する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

行わない。

今後、「重点促進区域」を設け、土地利用調整が必要な状況となった場合には、変更申請で対応する。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。